

ベースロード市場について

2026年3月4日

資源エネルギー庁

はじめに

- 第110回制度検討作業部会（2026年1月23日）では、2025年度第3回オークションの結果を御報告した。
- 今回は、2026年1月30日に行われた第4回オークション結果の御報告、および2026年度オークションにおける市場範囲や2026年度オークション以降における値差への対応等について、御議論いただきたい。

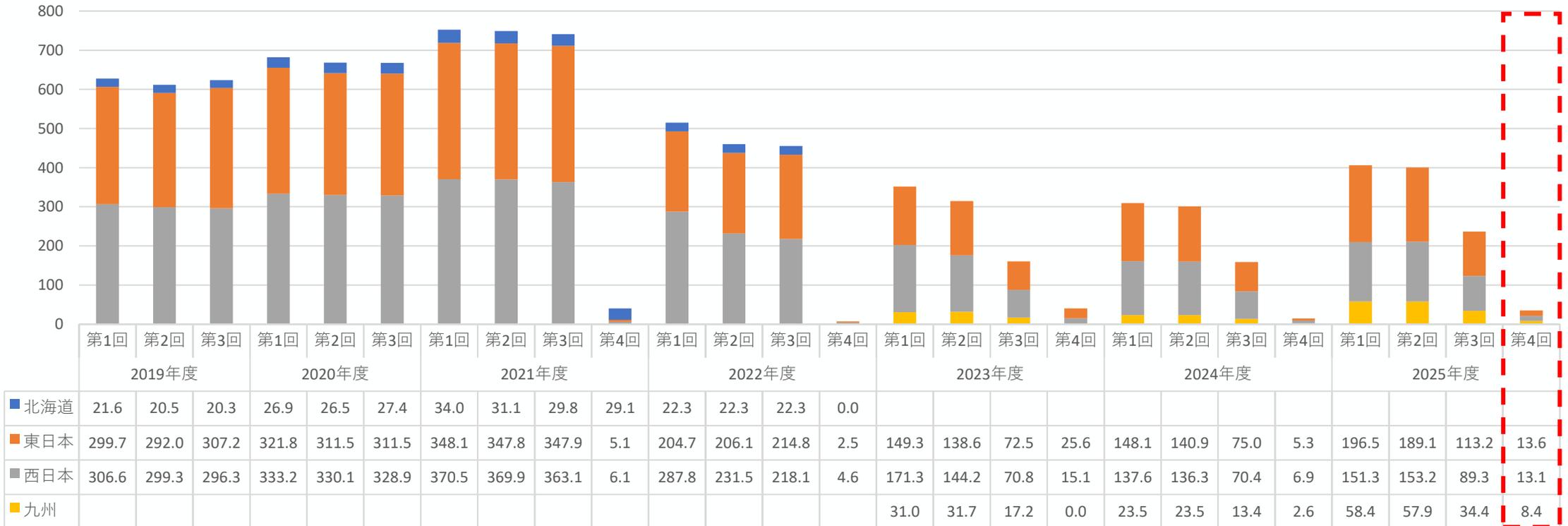
- 
- 1. 2025年度第4回オークションの結果について**
 2. 2026年度オークションにおける市場範囲
 3. 2026年度オークション以降における値差への対応等

2025年度第4回オークションの売応札量（1年商品・固定価格取引）

- 売応札量は約35.1億kWhとなり、**2024年度第4回オークションの売応札量の約235.6%**となった。
- 第4回オークションは大規模発電事業者の供出が任意となるが、2025年度は2024年度に引き続き大規模発電事業者の売応札はなかった。

【億kWh】

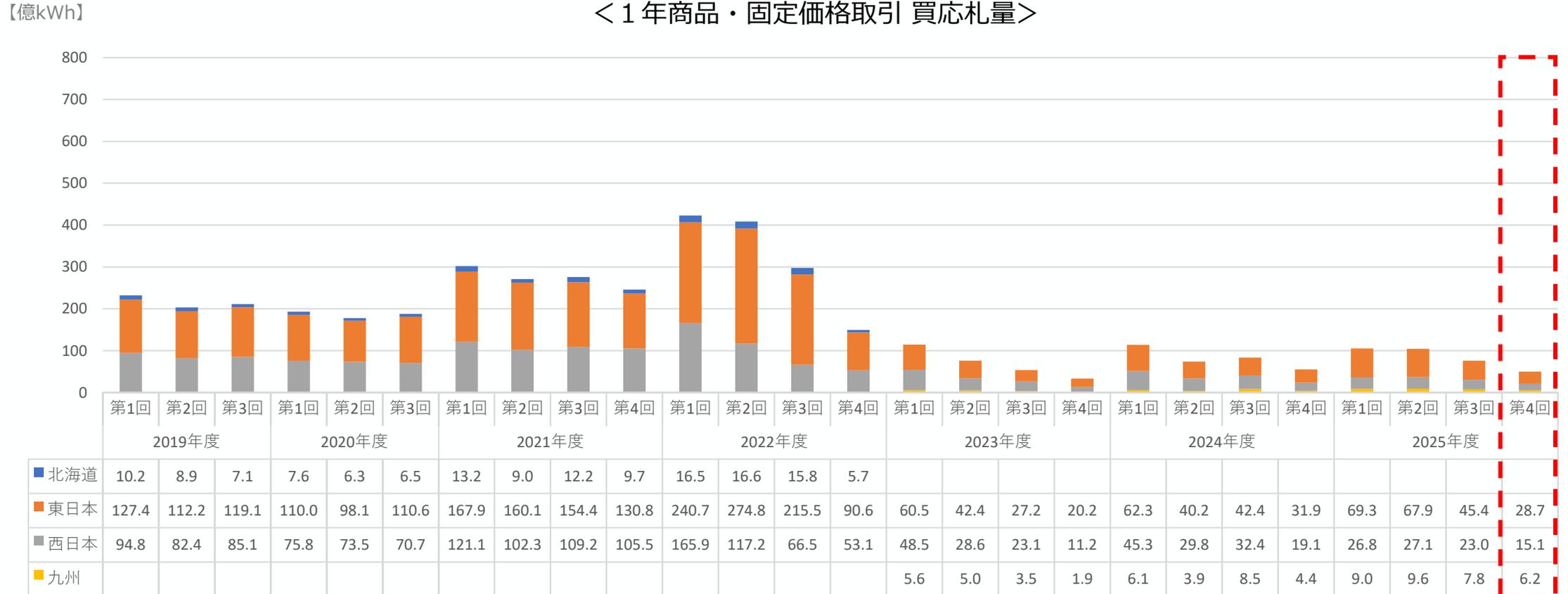
＜1年商品・固定価格取引 売応札量＞



※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

2025年度第4回オークションの買応札量（1年商品・固定価格取引）

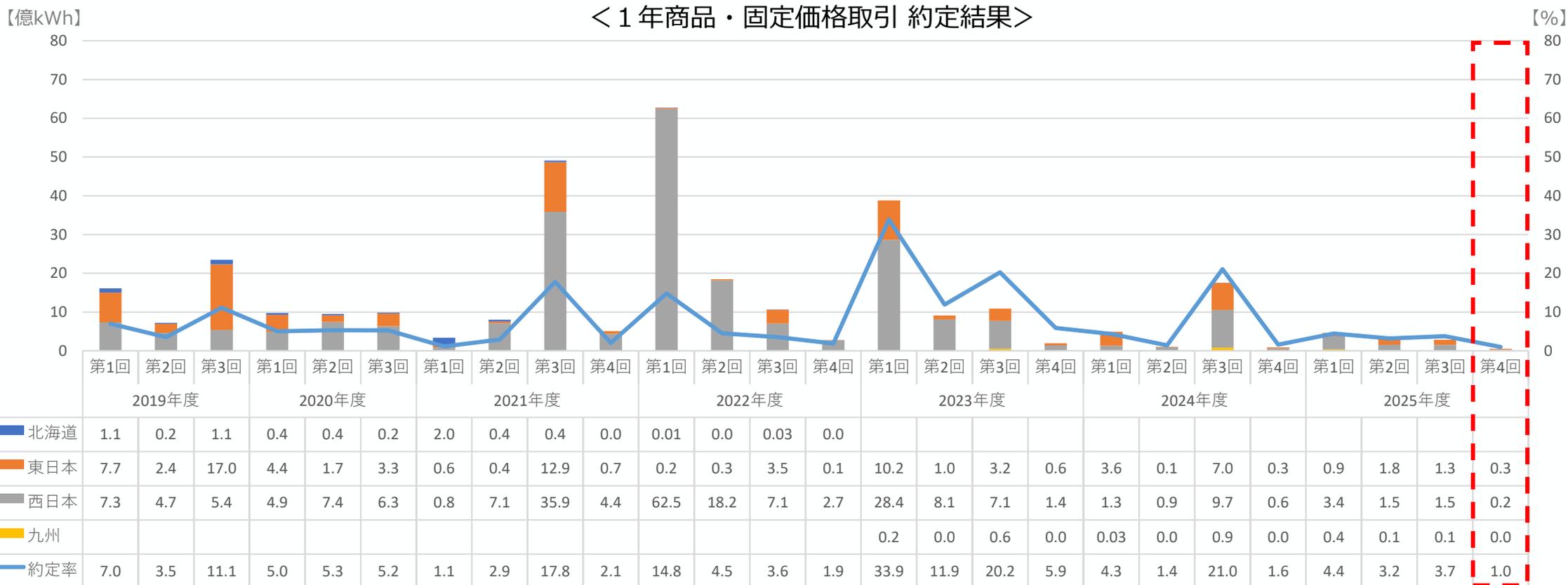
- 買応札量は約50.1億kWhとなり、2024年度第4回オークションの買応札量の約90.3%となった。



※ 表示単位未滿を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

2025年度第4回オークションの約定結果（約定量/約定率（1年商品・固定価格取引））

- 約定量は約0.5億kWhとなり、**2024年度第4回オークションの約定量の約56.4%と減少**した。
- 約定率（約定量/買応札量）は2024年度第4回オークションの約定率が約1.6%であったのに対し、**2025年度第4回オークションでは約1.0%**だった。



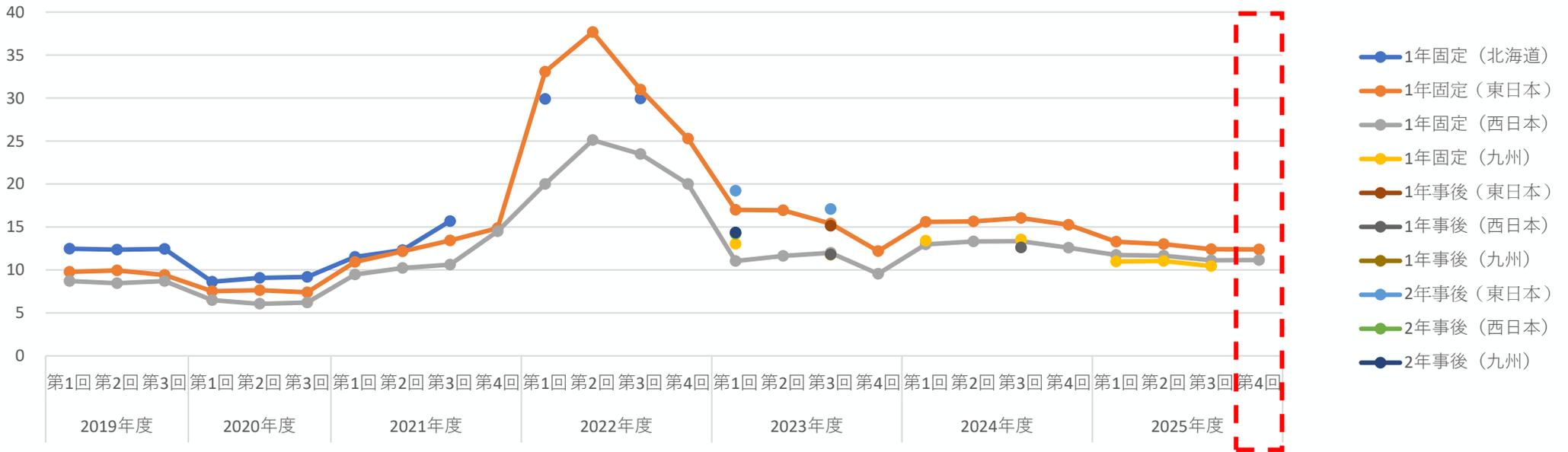
※ 表示単位未滿を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

2025年度第4回オークションの約定結果（約定価格（1年商品・固定価格取引））

- 約定価格は、東日本エリアで12.39円/kWh、西日本エリアで11.15円/kWhとなった。（※九州エリアにおいては約定がなかった。）
- 同商品の2024年度第4回オークションの約定結果と比較すると、各エリアの約定価格は、東日本エリアで約0.81倍、西日本エリアで約0.89倍であった。

【円/kWh】

＜約定価格の推移＞



※ 1 ベースロード市場の市場範囲については、2022年度まで北海道、東日本、西日本、2023年度以降は東日本、西日本、九州となっている

※ 2 1年商品・事後調整付取引、2年商品・事後調整付取引は2023年度オークションから導入

（出所）日本卸電力取引所（JEPX）の公開情報を基に事務局にて作成

1. 2025年度第4回オークションの結果について
2. **2026年度オークションにおける市場範囲**
3. 2026年度オークション以降における値差への対応等

BL市場における市場範囲の設定および市場範囲の判断基準

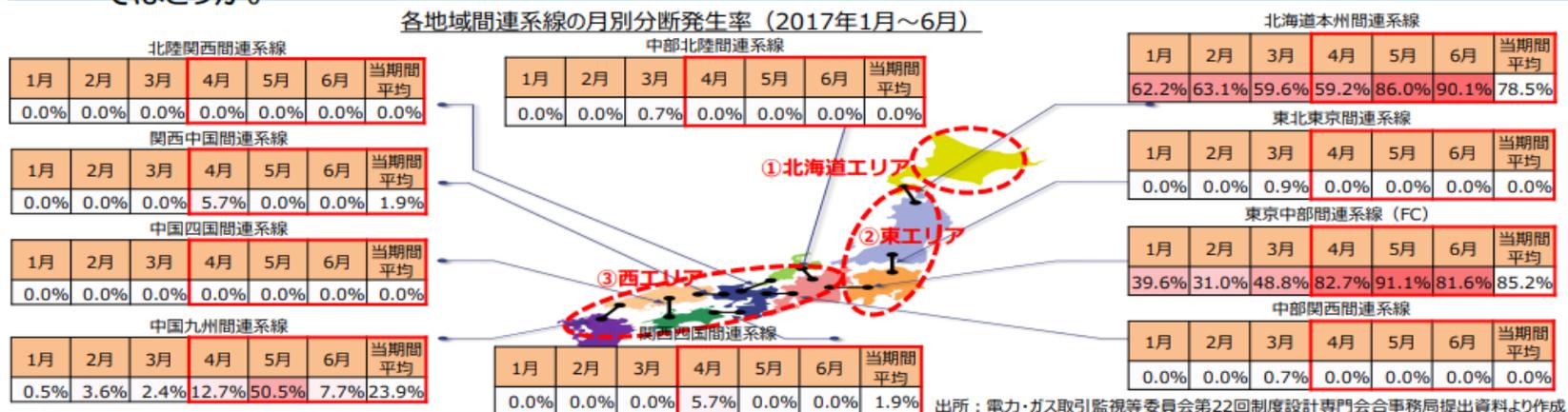
- BL市場はスポット市場を介して電気の受渡しを行っており、スポット市場においてエリア分断が発生した場合に生じる値差の影響を受ける。こうしたことから、BL市場では過大な値差が発生する可能性を低減させるため、エリア間値差の発生状況等を踏まえつつ、年度毎に市場範囲を設定している。
- 市場範囲の判断基準に関しては、第71回制度検討作業部会（2022年10月31日）において整理がなされ、分断値差発生率や分断値差を基準とし（以下「判断基準」という）、他に考慮すべき事象がある場合には、そうした点も踏まえて検討することが必要とされている。

判断項目	判断基準
分断値差発生率	直近1年間の分断値差発生率の平均が30%以上
	または 直近1年間において分断値差発生率30%超の月が6ヶ月以上
分断値差	+ 直近1年間の年間平均値差が1.5～2.0円/kWh以上

(参考) BL市場創設時の市場範囲について

論点①：市場範囲

- 第8回制度検討作業部会において御議論いただいたとおり、BL市場においては、約定した電気の受渡しに当たっては、スポット市場を介して受け渡すこととした。
- このとき、スポット市場での受渡しに用いられる価格（システムプライス又は特定のエリアプライス）と売り手事業者又は買い手事業者のエリアプライスが異なった場合には、BL市場での約定価格と約定した電気の受渡し価格が異なるリスクが発生する。
- したがって、スポット市場の分断発生頻度等を加味して市場範囲を設計すべきではないか。
- 具体的には、北海道本州間連系線と東京中部間連系線(FC)における分断の頻度が特に多いことを踏まえ、北海道-東北、東京-中部間にて市場範囲を分割することとし、①北海道エリア②東北・東京エリア③西エリアの3つの市場を設定することとしてはどうか。
- ただし、設定したエリア内で分断が頻発する等の場合には、必要に応じて今後見直しを行うこととしてはどうか。



(参考) 市場範囲の見直しについて

市場範囲の見直しについて

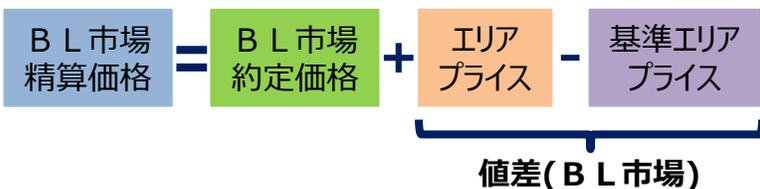
- 市場範囲見直しに当たっては、分断発生頻度や分断値差を基準として判断することが考えられる。
- **市場範囲については、分断値差発生率・分断値差両方の基準を満たした場合に分割することを検討してはどうか。**また、現在市場範囲を分割しているエリアについても、**当該基準以下となった場合は統合することを検討してはどうか。**
- なお、取引量が多く値差損益額が多額となるエリアがある場合や、受渡し年度において工事等により連系線容量が長期間にわたり低下することが見込まれている等、**分断値差発生率や分断値差の他、市場範囲を検討するにあたり考慮すべき事象がある場合は、こうした事情を踏まえ検討することが必要。**
- また、前回の審議会のご意見や事業者の意見を踏まえ、**市場範囲の見直し頻度については、年度毎としてはどうか。**
- 見直し時期については、できる限り直近の状況を反映しつつ、かつ市場参加者の予見性を確保するという観点から、**オークション前年度末から年度当初に検討することとしてはどうか。**

判断項目	判断基準
分断値差発生率	直近1年間の分断値差発生率の平均が30%以上
	または 直近1年間において分断値差発生率30%超の月が6ヶ月以上
分断値差	+
	直近1年間の年間平均値差が1.5~2.0円/kWh以上

2025年度オークションにおける市場範囲の検討経緯

- 第101回制度検討作業部会（2025年4月1日）においては、分断状況が判断基準以上であったエリア間連系線はなく、**2025年度オークションの市場範囲を全国で統一することも考えられるものの、全エリア統一（基準エリアは東京）とした場合に四国・九州エリアになると一定程度大きな値差が発生することから、過大な値差が発生する可能性を低減させる観点からは、市場範囲を全国統一とすることは適切でないこととされた。**
- 加えて、市場範囲が頻繁に見直されることによって事業者の市場予見性が低下するといった点にも配慮が必要であること等を踏まえ、**2025年度オークションにおける市場範囲については、2024年度オークションと同様に、東日本エリア（北海道、東北、東京）、西日本エリア（中部、北陸、関西、中国、四国）、九州エリアの3つに分割することとされた。**

< B L 市場の清算の仕組み > (2025年度オークション時点)



< 基準エリアプライス >

- 東日本市場…東京エリアプライス
- 西日本市場…関西エリアプライス
- 九州市場…九州エリアプライス

< 市場毎のエリア分類 >

- 東日本市場…北海道、東北、東京
- 西日本市場…中部、北陸、**関西**、中国、四国
- 九州市場…**九州**

< 市場範囲を全国統一とした場合生じる値差の試算 > (2024年3月~2025年2月)

エリア	基準エリア	値差 (円/kWh)
北海道	東京	-0.97
東北	東京	-0.95
東京	東京	0
中部	東京	-0.93
北陸	東京	-1.94
関西	東京	-2.10
中国	東京	-2.12
四国	東京	-2.93
九州	東京	-2.84

< 現在の市場範囲における値差 > (2024年3月~2025年2月)

エリア	基準エリア	値差 (円/kWh)
北海道	東京	-0.97
東北	東京	-0.95
東京	東京	0
中部	関西	1.16
北陸	関西	0.16
関西	関西	0
中国	関西	-0.02
四国	関西	-0.83
九州	九州	0

(参考) 2025年度オークションの市場範囲について

2025年度オークションにおける市場範囲について (2/4)

- 2025年度オークションの市場範囲を検討するにあたって、2024年3月～2025年2月における各エリア間の分断状況を調査したところ、下表の状況であった。東京－中部間など分断値差発生率の基準のみを上回ったエリア間はあったものの、分断値差発生率及び分断値差が市場分割の基準以上であったエリア間はなかった。
- こうしたことを踏まえると、2025年度オークションの市場範囲を全国で統一することも考えられる。

エリア間連系線		分断値差 (年間平均) (円/kWh)	分断値差率 (年間平均)	分断発生率 30%以上の 月の数	各月の分断値差発生率(2024年3月～2025年2月)											
元	至				2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月
北海道	東北	-0.02	20.2%	2	22.2%	9.5%	8.8%	10.9%	20.4%	27.5%	33.9%	34.9%	11.4%	25.1%	24.3%	13.0%
東北	東京	-0.95	24.8%	2	8.7%	20.9%	16.0%	24.2%	67.8%	41.1%	28.0%	22.0%	14.3%	29.6%	6.3%	17.9%
東京	中部	0.93	41.9%	9	39.8%	37.5%	42.8%	48.2%	37.3%	45.1%	44.5%	90.7%	51.0%	21.6%	23.5%	19.6%
中部	北陸	1.00	39.4%	9	19.2%	32.2%	40.1%	49.0%	37.9%	23.5%	38.6%	32.1%	53.5%	59.6%	57.7%	29.1%
中部	関西	1.16	43.4%	9	25.3%	53.9%	40.1%	50.2%	37.9%	23.5%	54.0%	32.2%	53.7%	60.3%	60.6%	29.1%
北陸	関西	0.16	4.4%	0	6.7%	22.2%	0.1%	1.3%	0.0%	0.1%	15.3%	0.2%	0.2%	1.0%	6.0%	0.0%
関西	中国	0.02	0.9%	0	0.3%	0.0%	0.0%	2.3%	0.5%	0.3%	0.1%	0.3%	0.9%	0.7%	4.3%	1.4%
関西	四国	0.83	23.6%	4	1.5%	3.6%	11.9%	16.9%	21.6%	4.2%	1.5%	4.3%	50.1%	61.7%	51.8%	56.5%
中国	四国	0.80	23.0%	4	1.3%	3.6%	11.9%	15.1%	21.1%	3.9%	1.5%	4.0%	50.1%	61.4%	49.1%	55.7%
中国	九州	0.71	21.1%	4	16.3%	4.4%	7.0%	6.0%	26.6%	27.5%	32.8%	17.2%	31.3%	34.1%	19.2%	31.5%

(出典) JEPX取引実績より事務局算出

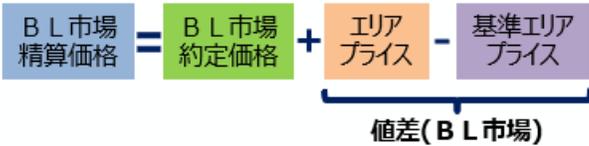
■ 分断値差1.5円/kWh以上、又は分断値差発生率30%以上

(参考) 2025年度オークションの市場範囲について

2025年度オークションにおける市場範囲について (3/4)

- 2024年3月から1年間のBL市場のエリア間値差平均について、現在のエリア設定ではなく全エリア統一（基準エリアは東京）であったとして試算した結果は下表のとおり。東京から近いエリアであれば、生じる値差は1円/kWh程度と大きな変化はないが、四国・九州エリアになると値差は約3円/kWh程度まで上昇することとなり、**過大な値差が発生する可能性を低減させる観点からは、市場範囲を全国統一とすることは適切でない**と考えられる。

<BL市場の清算の仕組み>
(2024年度オークション時点)



<基準エリアプライス>

- 東日本市場…東京エリアプライス
- 西日本市場…関西エリアプライス
- 九州市場…九州エリアプライス

<市場毎のエリア分類>

- 東日本市場…北海道、東北、東京
- 西日本市場…中部、北陸、関西、中国、四国
- 九州市場…九州

<市場範囲を全国統一とした場合生じる値差の試算>
(2024年3月~2025年2月)

エリア	基準エリア	値差 (円/kWh)
北海道	東京	-0.97
東北	東京	-0.95
東京	東京	0
中部	東京	-0.93
北陸	東京	-1.94
関西	東京	-2.10
中国	東京	-2.12
四国	東京	-2.93
九州	東京	-2.84

<現在の市場範囲における値差>
(2024年3月~2025年2月)

エリア	基準エリア	値差 (円/kWh)
北海道	東京	-0.97
東北	東京	-0.95
東京	東京	0
中部	関西	1.16
北陸	関西	0.16
関西	関西	0
中国	関西	-0.02
四国	関西	-0.83
九州	九州	0

(参考) 2025年度オークションの市場範囲について

第101回制度検討作業部会
(2025年4月1日) 資料5より抜粋

2025年度オークションにおける市場範囲について (4/4)

- 現状の市場範囲により各エリアと基準エリアの値差は最大でも1円程度に抑制できているが、仮に市場範囲を部分的に統合することとした場合、各エリアと基準エリアの値差がこれまで以上に拡大する懸念があるほか、市場範囲が頻繁に見直されることによって事業者の市場予見性が低下するといった点にも配慮が必要である。
- また、2024年度オークションの市場範囲を判断する際においても、今般と同様に分断値差発生率及び分断値差が市場分割の基準以上であったエリア間はなかったが、値差が今後拡大する可能性もある中で市場範囲を頻繁に見直すことについては、制度の継続性の観点から慎重な判断が必要などとされたところ。
- こうしたことを踏まえ、2025年度オークションの市場範囲については、2024年度と同様に、東日本エリア（北海道、東北、東京）、西日本エリア（中部、北陸、関西、中国、四国）、九州エリアの3つに分割することとしてはどうか。
- なお、市場分割・統合の判断基準については、今後必要に応じて見直していくことも考えられるのではないか。

2026年度オークションにおける市場範囲について（1 / 4）

- 2026年度オークションの市場範囲の検討にあたり、2025年3月～2026年2月における各エリア間の分断状況を確認したところ、下表の通り。
- このうち、関西－四国間について、分断値差が約1.66円/kWh、分断値差発生率が約36.4%および分断値差発生率30%超の月が7ヶ月となり、判断基準について満たしている状況。（なお、関西－四国間において、特に2025年7月以降、分断値差発生率が増加している背景には、連系設備制御保護装置取替作業等による運用容量減少の影響等があると考えられる。）
- 他方、四国エリアに関しては、関西－四国間及び中国－四国間の二本のエリア間連系線があるところ、中国－四国間については判断基準を満たしていないことを踏まえると、**関西－四国間において判断基準を満たしていることのみをもってして、新たに四国エリアを分割することにはならない**と考えられる。

エリア間連系線		市場分割の判断基準該当有無	分断値差 (年間平均) (円/kWh)	分断値差発生率 (年間平均)	分断発生率 30%以上の月の数	各月の分断値差発生率(2025年3月～2026年2月)											
元	至					2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月
北海道	東北	×	0.28	29.0%	6	22.0%	24.7%	37.9%	51.5%	24.9%	19.8%	31.0%	42.0%	16.4%	31.7%	35.5%	8.6%
東北	東京	×	-0.89	26.0%	6	9.9%	32.7%	32.0%	37.9%	26.5%	19.4%	36.8%	23.7%	36.5%	31.0%	13.4%	12.3%
東京	中部	×	0.90	45.0%	9	52.2%	55.3%	70.4%	76.3%	26.0%	31.8%	42.6%	52.6%	29.2%	46.8%	22.7%	33.4%
中部	北陸	×	0.52	28.3%	5	13.4%	14.5%	25.4%	19.4%	27.4%	54.5%	35.9%	32.1%	23.5%	30.6%	42.3%	19.3%
中部	関西	×	0.68	35.4%	7	13.4%	22.2%	25.4%	19.4%	27.4%	54.5%	35.9%	32.1%	61.9%	31.0%	61.8%	39.7%
北陸	関西	×	0.16	7.6%	1	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.5%	1.1%	21.9%	21.8%
関西	中国	×	0.43	9.8%	0	6.6%	2.1%	1.3%	19.4%	29.7%	25.4%	19.9%	5.1%	1.5%	3.2%	1.5%	1.7%
関西	四国	○	1.66	36.4%	7	43.1%	16.3%	12.7%	25.6%	62.2%	45.6%	35.3%	39.8%	29.5%	12.4%	48.4%	67.1%
中国	四国	×	1.23	31.5%	6	39.1%	15.6%	11.6%	7.1%	49.4%	38.8%	27.0%	36.8%	28.3%	10.8%	48.1%	66.8%
中国	九州	×	0.43	15.7%	1	46.8%	19.8%	16.5%	5.2%	19.0%	3.6%	4.0%	18.8%	15.1%	11.2%	9.7%	18.0%

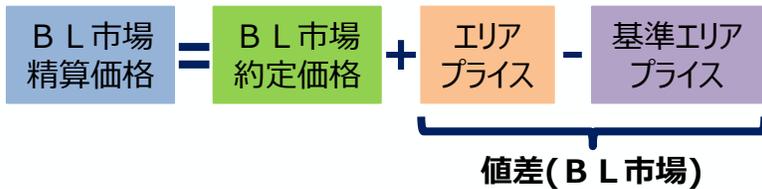
(出典) JEPX取引実績より事務局算出

赤字：分断値差1.5円/kWh以上、又は分断値差発生率30%以上

2026年度オークションにおける市場範囲について（2 / 4）

- 前頁の分断状況等を踏まえると、2026年度オークションの市場範囲を全国で統一することも考えられる。
- 他方、2025年度オークションにおける市場範囲の検討と同様に、2025年3月から1年間のBL市場のエリア間値差平均を確認したところ、現在のエリア設定ではなく全エリア統一（基準エリアは東京）であったとして試算した結果は下表のとおり。東京から近いエリアであれば、生じる値差は1円/kWh程度と大きな変化はないが、四国・九州エリアになると値差は約2.5～3円/kWh程度まで上昇することとなり、過大な値差が発生する可能性を低減させる観点からは、市場範囲を全国統一とすることは適切でないと考えられる。

<BL市場の清算の仕組み> (2025年度オークション時点)



<基準エリアプライス>

- 東日本市場・・・東京エリアプライス
- 西日本市場・・・関西エリアプライス
- 九州市場・・・九州エリアプライス

<市場毎のエリア分類>

- 東日本市場・・・北海道、東北、東京
- 西日本市場・・・中部、北陸、関西、中国、四国
- 九州市場・・・九州

<市場範囲を全国統一とした場合生じる値差の試算> (2025年3月～2026年2月)

エリア	基準エリア	値差 (円/kWh)
北海道	東京	-0.61
東北	東京	-0.89
東京	東京	0
中部	東京	-0.90
北陸	東京	-1.42
関西	東京	-1.58
中国	東京	-2.01
四国	東京	-3.24
九州	東京	-2.44

<現在の市場範囲における値差> (2025年3月～2026年2月)

エリア	基準エリア	値差 (円/kWh)
北海道	東京	-0.61
東北	東京	-0.89
東京	東京	0
中部	関西	0.68
北陸	関西	0.16
関西	関西	0
中国	関西	-0.43
四国	関西	-1.66
九州	九州	0

2026年度オークションにおける市場範囲について（3 / 4）

- 一方、16頁の表において、2025年3月～2026年2月における中国—九州間の分断状況を確認すると、分断値差が約0.43円/kWh、分断値差発生率が約15.7%および分断値差発生率30%超の月が1ヶ月のみであり、判断基準を満たしていない状況。また、2024年度オークション、2025年度オークションの市場範囲の検討において参照した、2023年3月～2024年2月、2024年3月～2025年2月の各期間においても、中国—九州間の分断状況は判断基準を満たしていなかった。
- もともと、ベースロード市場の市場範囲について、九州エリアが西日本エリアから分割されたのは、2023年度オークションの市場範囲の検討において、2022年度の分断状況を確認したところ、中国—九州間の連系線の分断状況が、判断基準を上回っていたことによる。
- 他方、今般、2026年度オークションにおける市場範囲を検討するに際して、中国—九州間について、分断状況が判断基準を3ヶ年連続で満たしていない状況を踏まえると、引き続き九州エリアを分割する意義は薄れていると言えるのではないか。

(参考) 2023年度オークションの市場範囲について

論点4：2023年度オークションの市場範囲について

- BL市場では、値差への対応として、市場範囲及び値差清算における閾値について、毎年度オークション前に見直すこととしている。
- 2022年4月～2023年3月において各エリア間の分断状況を調査したところ、中国-九州エリア間は、あらかじめ定めた分断基準を大きく上回っていたため、九州エリアは分割することとしてはどうか。
- 一方、北海道-東北エリア間は、分断発生率・分断値差ともに分断基準を下回っている。2022年度オークションでは、北海道エリアは4回中2回しか約定せず、市場範囲の拡大により約定量が増加する可能性もあることも踏まえ、北海道は東日本エリアに統合することとしてはどうか。
- 以上を踏まえ、2023年度オークションの市場範囲は、東日本、西日本、九州としてはどうか。

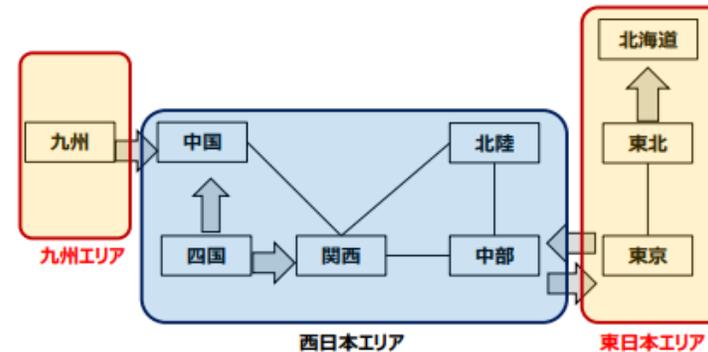
<各エリア間の分断値差発生率及び分断値差>

エリア間 連系線	分断値差 (年間平均) (円/kWh)	分断値差率 (年間平均)	各月の分断値差発生率 (2022年度)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北海道 東北	0.08	16.0%	15.8%	9.5%	15.8%	26.3%	19.7%	29.0%	18.3%	6.9%	13.9%	20.5%	7.6%	7.5%
東北 東京	1.92	13.2%	24.2%	20.4%	16.6%	20.1%	30.6%	11.4%	3.1%	3.5%	1.0%	2.2%	4.3%	19.8%
東京 中部	2.68	34.9%	45.6%	48.9%	60.6%	39.2%	26.5%	27.2%	52.1%	46.3%	9.5%	11.0%	23.1%	29.3%
中部 北陸	1.28	20.6%	6.7%	1.8%	15.3%	12.8%	17.4%	24.2%	16.5%	61.9%	38.0%	13.8%	19.0%	20.5%
中部 関西	1.28	20.8%	6.7%	2.7%	15.3%	12.8%	17.1%	24.2%	18.3%	61.9%	38.0%	13.3%	19.0%	20.5%
北陸 関西	0.01	0.3%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%
関西 中国	0.33	2.2%	0.5%	0.0%	7.2%	1.5%	0.0%	13.3%	0.9%	2.4%	0.0%	1.0%	0.0%	0.3%
関西 四国	0.44	4.0%	0.9%	0.0%	7.4%	13.8%	4.2%	16.5%	1.5%	2.4%	0.3%	1.0%	0.0%	0.3%
中国 四国	0.10	1.8%	0.4%	0.0%	0.1%	12.3%	4.2%	3.2%	0.7%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
中国 九州	4.78	47.8%	30.1%	35.7%	35.5%	83.9%	88.8%	69.5%	51.3%	63.3%	35.2%	23.5%	33.9%	21.3%

■ 分断値差1.5円/kWh以上、又は分断値差発生率30%以上。

(出典) JEPX取引実績より事務局算出

<2023年度オークション市場範囲>
東日本、西日本、九州



※ ⇨ は間接送電権が設定されている方向を示す。

(出典) 第70回制度検討作業部会 (2022年10月3日) 資料3より作成

(参考) 2024年度オークションの市場範囲について

論点1：2024年度オークションの市場範囲について（1 / 3）

- 2025年度までのB L市場においては、エリア間値差への対応として、市場範囲について毎年度オークション前に見直すこととしている。
- 2023年3月～2024年2月における各エリア間の分断状況を調査したところ、下表の状況。第71回制度検討作業部会において、**分断値差発生率・分断値差に関する条件の双方を充足するエリア間で市場範囲の分割を行うことを提示していたものの、今次該当するエリアはなかった。**そのことを踏まえると、2024年度オークションの市場範囲を、全国で統一とすることも考えられるところ。

エリア間連系線		分断値差 (年間平均) (円/kWh)	分断値差率 (年間平均)	分断発生率 30%以上の 月の数	各月の分断値差発生率(2023年3月～2024年2月)											
元	至				2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月	2023年10月	2023年11月	2023年12月	2024年1月	2024年2月
北海道	東北	0.03	7.2%		7.5%	7.1%	4.7%	3.9%	4.0%	13.0%	20.2%	6.1%	4.7%	6.3%	4.1%	5.3%
東北	東京	-0.95	20.9%	4	19.8%	2.3%	5.6%	10.6%	31.3%	18.5%	10.8%	11.7%	52.4%	15.0%	34.3%	39.8%
東京	中部	1.03	32.9%	6	29.3%	20.3%	57.5%	35.6%	19.0%	13.1%	34.9%	62.3%	53.6%	30.5%	22.2%	15.4%
中部	北陸	1.30	43.1%	10	20.5%	34.4%	33.6%	65.6%	75.8%	56.3%	32.0%	43.8%	46.5%	40.3%	29.3%	38.9%
中部	関西	1.39	48.4%	11	20.5%	34.5%	36.2%	72.6%	76.1%	58.6%	44.5%	53.4%	46.5%	40.3%	39.0%	59.0%
北陸	関西	0.10	5.4%		0.0%	0.1%	2.6%	7.1%	0.3%	2.4%	12.6%	9.7%	0.1%	0.0%	9.9%	20.5%
関西	中国	0.06	1.2%		0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	1.5%	2.4%	9.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
関西	四国	0.20	3.6%		0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	5.2%	22.1%	10.9%	0.7%	1.1%	0.7%	0.7%	1.1%
中国	四国	0.15	2.6%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	20.4%	2.2%	0.7%	1.1%	0.7%	0.7%	1.1%
中国	九州	0.58	13.9%	1	21.3%	4.4%	5.2%	3.8%	8.9%	22.4%	34.9%	26.8%	19.7%	5.1%	4.0%	10.3%

(出典) JEPX取引実績より事務局算出

■ 分断値差1.5円/kWh以上、又は分断値差発生率30%以上。

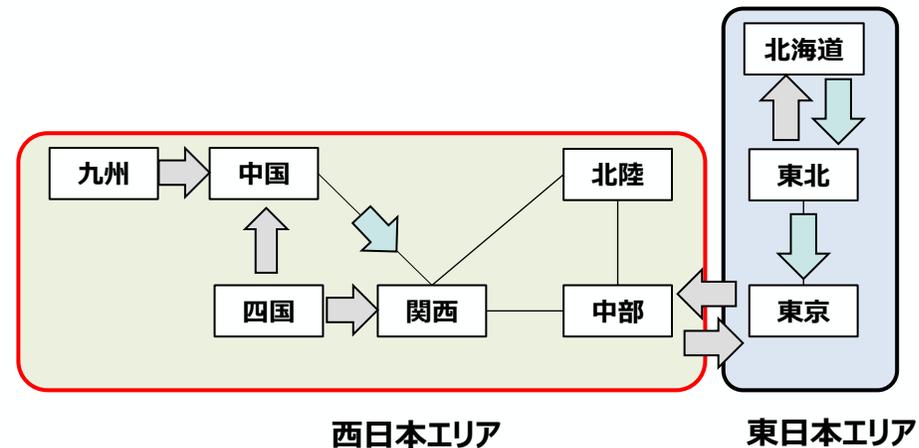
2026年度オークションにおける市場範囲について（4 / 4）

- この点、2025年3月から2026年2月における九州エリアと関西エリアの値差平均（九州エリアプライス－関西エリアプライス）を確認すると、-0.86円/kWhであり、九州エリアと関西エリアとの間で大きな値差が発生しているとはいえない。
- これらを踏まえ、2026年度オークションにおける市場範囲について、九州エリアを西日本エリアに統合し、「東日本エリア（北海道、東北、東京）」、「西日本エリア（中部、北陸、関西、中国、四国、九州）」の2エリアとして整理することとしてはどうか。
- また、西日本エリアにおける基準エリアは、2022年度オークション以前における西日本エリアの基準エリアが関西エリアであったことも踏まえ、引き続き関西エリアとすることとしてはどうか。

＜各エリアと基準エリアの値差＞
（2025年3月～2026年2月）

エリア	基準エリア	値差 (円/kWh)
北海道	東京	-0.66
東北	東京	-0.96
東京	東京	0
中部	関西	0.68
北陸	関西	0.15
関西	関西	0
中国	関西	-0.46
四国	関西	-1.62
九州	関西	-0.86

＜2026年度オークション市場範囲＞
東日本、西日本



※ 灰色の矢印は間接送電権が現時点で設定されている方向、
青色の矢印は26年度導入予定の新たな商品により設定される方向を示す。

1. 2025年度第4回オークションの結果について
2. 2026年度オークションにおける市場範囲
3. **2026年度オークション以降における値差への対応等**

BL市場における値差への対応経緯（1 / 2）

- BL市場はスポット市場を介して電気の受渡しを行っていることから、スポット市場でエリア分断が発生した場合に生じる値差の影響を受ける。
- 2022年度において、エリア間値差が拡大し、売手では費用を適切に回収できないリスクが、買手では約定価格で受渡しができないリスクが増大化した。そこで、**間接送電権の発行業等を踏まえ、暫定措置として2022年7月に値差清算が導入され**、2022年度7月以降及び2023年度の受渡し分に適用された。
- その後、間接オークションの経過措置が2025年度末まで継続する中、間接送電権の発行業が限られる2024年度・2025年度受渡し分についても、毎年度定められる閾値以上の値差については値差清算が適用された。

※ 2022年度の値差清算については、受渡し中に導入したことから値差損による補填のみを行うとし、以降の値差清算は値差損益に対し補填・徴収を行うこととした。

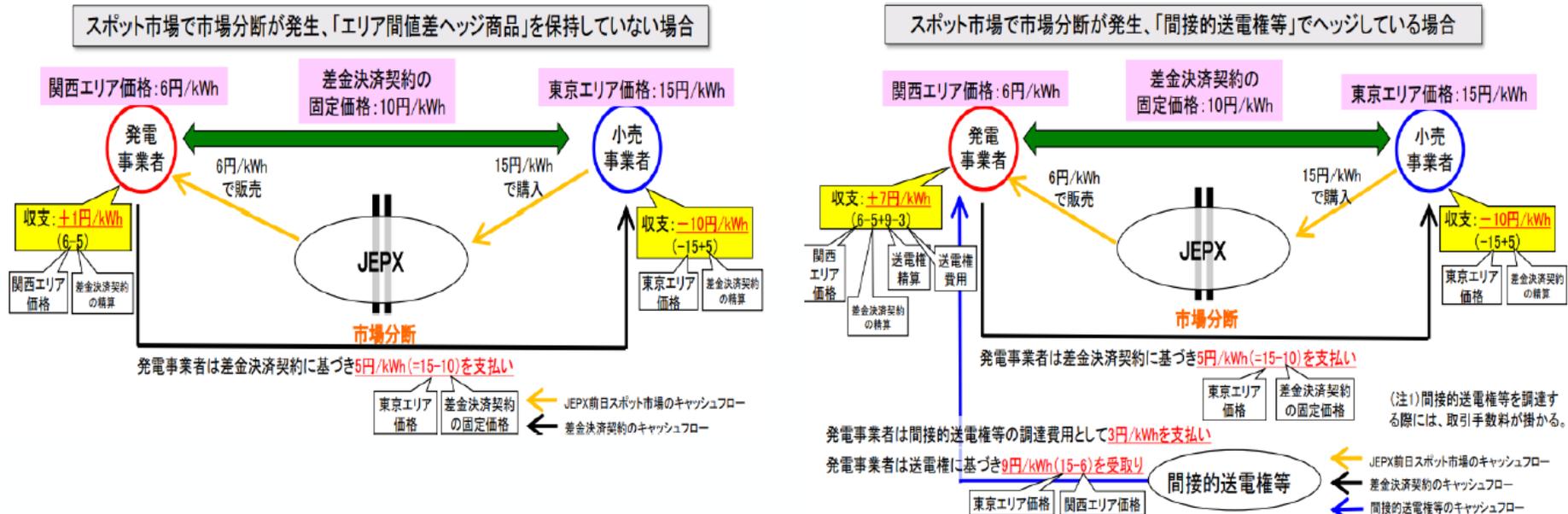
※ 2024年度オークションで約定した2年商品については、事業者の予見性を確保する観点から、2026年度受渡し分にも値差清算を適用することとした。

(参考) 間接送電権の目的・趣旨について

間接送電権の目的・趣旨

- 発電事業者・小売事業者間の差金決済契約※等において市場価格変動リスクを分担することも考えられるが、電力の受渡し時まで値差が確定せず、値差リスクそのものはヘッジできないことなどから、値差リスクを軽減するヘッジ手段が求められ、**エリア間取引における値差の影響を固定化することができる**間接送電権が導入されているところ。

※下記例では差金決済契約の精算は、「差金決済契約の固定価格（発電事業者と小売事業者が事前に取り決める価格）」と「東京エリア価格」の値差に基づき行われると仮定。



(参考) 値差清算検討の留意点と対応方針

第65回制度検討作業部会
(2022年5月25日) 資料3より抜粋

値差清算検討の留意点と対応方針

① BL市場と連系線利用権の関係

- 市場設計時、間接オークションとの整合性を図る観点から、B L 市場の取引について独立して連系線利用権を付与せず、B L 市場で成立した取引もスポット市場を介してエリア間取引を行うことが適当とされた。
- BL市場の値差を全額清算すると、結果としてスポット市場を介さずBL市場の受渡しを行っていることと同義となるため、間接オークションの導入目的であった連系線利用の公平性・公正性から離れてしまう可能性がある。
- そのため、BL市場において値差が全く発生しない仕組みとする場合、上記について慎重な検討が必要ではないか。

② 間接送電権との関係

- スポット市場における取引ではエリア間値差が避けられないことから、エリア間値差ヘッジ商品として既に間接送電権が導入されていることにも留意し、値差清算について検討する必要があるのではないか。

③ 適応時期

- 他制度との整合性を踏まえた市場や値差清算の在り方について検討することになれば、議論には一定の期間必要となることから、2023年度以降のBL市場取引から適用することが考えられる。
- 他方、2021年10月以降エリア間値差は拡大しており、2022年度足下でも想定以上の値差による損益が発生している状況。そのため、何らかの早急な対応が必要ではないか。



- 他制度との整合性を保ちつつ、事業者への影響を考慮し、可能な範囲で公平な環境を整えるための応急的な措置として、2022年度については一定以上の値差による損益について、値差清算することとしてはどうか。
- その上で、2023年度以降のBL市場の在り方・値差の考え方については、中長期的な視点で引き続き議論することとしてはどうか。

(参考) 2024年度・2025年度受渡し分の値差への対応について

第70回制度検討作業部会
(2022年10月3日) 資料3より赤枠追加

2024年度・2025年度受渡し分における値差への対応について

- 値差への対応として、②市場範囲の分割・統合を行う場合、過大な値差が発生する可能性は減少する。市場の流動性は低下するが、値差の急激な拡大状況や、市場参加者の事業性への影響を踏まえると、2024年度受渡し分（2023年度オークション）より市場範囲を見直すことも考えられるか。また、市場範囲はどのように考えるべきか。
- 一方で、市場範囲を見直してもなお、一定程度の値差が発生する可能性は否定できない。また、2022年度のように年度内に急激に値差が拡大する可能性もあり、市場範囲を見直しただけでは十分な対応ができない可能性も考えられる。
- また、③閾値以上の値差を清算する手法については、2023年度受渡し分までの対応方法とも同様の方法であり、固定的な価格での受渡しにも近づくものである。市場間値差がある程度の範囲内であり、予見性がある場合には、値差損益清算のみでの対応も考えられる。
- 一方で、清算を行う場合も、約定価格の上昇や値差の急激な拡大とともに、市場参加者の事業性への影響も拡大する可能性があるなか、値差損益清算についてどのように考えるか。
- 例えば、市場範囲を見直すことで過大な値差が発生する可能性を低減させたいうえで、それでもなお発生する値差については、2023年度受渡し分までの対応と同様に、閾値以上の値差を清算することも考えられるか。

BL市場における値差への対応経緯（2 / 2）

- 2026年度受渡し分以降の値差清算については、第101回制度検討作業部会（2025年4月1日）において、BL市場の値差リスクを間接送電権を用いてヘッジすることに関して、BL市場との取引のタイミング・期間の不整合や、間接送電権が設定されているエリア間が限定されている点などの課題について、**間接送電権の年間商品導入後には、一定程度解消することが期待される**とされた。
- 他方で、年間商品の導入に伴い必要となるシステム改修等を2025年度BL市場オークションのタイミングに間に合わせる事が困難である状況を踏まえ、**2025年度オークションで約定した1年商品（2026年度受渡し分）及び2年商品（2026年度・2027年度受渡し分）については、値差清算を適用することとされた。**
- その上で、**2026年度オークション以降における値差清算の在り方等については、年間商品の導入時期等も踏まえつつ、改めて検討を深めていくこととされた。**

(参考) 値差の補填・徴収の考え方について

一般社団法人日本卸電力取引所取引規程別紙
「ベースロード市場 値差の補填・徴収の考え方」
2025年6月27日改訂(抜粋)

(1) 補填額及び徴収額の考え方

値差の補填及び徴収条件並びに値差の補填額及び徴収額を以下のとおり算出し、「(2)補填原資の考え方」で算出する原資の範囲で補填する。補填及び徴収は、エリアごとの取引を対象として、年度単位で算出する。補填及び徴収額は以下のとおりとする。ただし、入札エリアと基準エリアが同一の場合、補填及び徴収の対象としない。

- (ア) 以下の算出値が正の場合、算出値に期間取引量を乗じた額を売りの場合は補填、買いの場合は徴収する。

対象価格[※] × (1 - 閾値) -

(BL 約定価格 + 期間平均エリアプライス - 期間平均基準エリアプライス)

- (イ) 以下の算出値が正の場合、算出値に期間取引量を乗じた額を売りの場合は徴収、買いの場合は補填する。

(BL 約定価格 + 期間平均エリアプライス - 期間平均基準エリアプライス) - 対象価格[※] × (1 + 閾値)

※対象価格 売手事業者：注文価格、買手事業者：約定価格

ただし、値差の補填額及び徴収額を年度単位で算定するため、約定価格を変化させるベースロード調整係数有りの商品については、上記式における対象価格について、ベースロード調整係数による変動を考慮した各月の注文価格や約定価格を各月の日数により加重平均したものをを用いる。

(参考) 2026年度受渡し分以降の値差への対応の方向性について

第101回制度検討作業部会
(2025年4月1日) 資料5より抜粋

2026年度受渡し分以降の値差への対応の方向性について

- 間接送電権の制度・在り方等に関する検討会では、既に商品設定がされている連系線・潮流方向に加え、北海道→東北（順方向）、東北→東京（順方向）、中部→北陸（逆方向）、中部→関西（逆方向）、北陸→関西（逆方向）、関西→中国（逆方向）について2026年度分から新たに商品設定を行うことや、2026年度以降できるだけ早いタイミングで年間商品の導入を目指す方向性等が示された。
- BL市場の値差リスクを間接送電権を用いてヘッジすることに関しては、BL市場との取引のタイミング・期間の不整合のほか、間接送電権が設定されているエリア間が限定されている点などの課題が事業者から挙げられていたが、年間商品等の導入後においては、当該課題も一定程度解消することが期待されること。
- もっとも、年間商品の導入に伴い必要となるシステム改修等を2025年度BL市場オークションのタイミングに間に合わせる事が困難である旨をJEPX等に確認しており、そうした状況を踏まえると、少なくとも2025年度オークションで約定した1年商品（2026年度受渡し分）及び2年商品（2026年度・2027年度受渡し分）については、値差清算を適用することとしてはどうか。
- また、2026年度オークション以降における値差清算の在り方等については、年間商品の導入時期等も踏まえつつ、改めて検討を深めていくこととしてはどうか。

2026年度オークション以降の値差への対応の方向性について

- 2025年度末で間接オークション導入における経過措置が終了することに伴い、2026年度から間接送電権発行量の増加が見込まれることや、第110回制度検討作業部会（2025年1月23日）において、2026年度より新たな商品及び年間商品の導入が整理されたことを踏まえると、間接送電権の活用可能性が高まることが想定される。
- 仮に2026年度オークション以降において、値差清算を終了し、値差リスクのヘッジを間接送電権での対応に委ねることとした場合に、売り入札者は、間接送電権の購入コストをBL市場オークションにおける売り入札価格に織り込む必要があるが、2026年度における間接送電権の新たな商品及び年間商品の導入、また週間商品の売り入札価格の見直しなどを踏まえると、2026年度時点において、間接送電権の購入価格を適切に見積り、BL市場オークションにおける売り入札価格に当該コストを織り込むことは難しいと考えられる。
- このため、2026年度オークションで約定した1年商品（2027年度受渡し分）及び2年商品（2027年度・2028年度受渡し分）については、引き続き値差清算を適用することとしてはどうか。
- 2027年度オークション以降の値差への対応については、2026年度において行われる値差清算の金額規模、中長期市場の創設に伴うBL市場の発展的解消の動向、中地域など間接送電権が設定されていない連系線・潮流方向においては引き続き値差清算が必要になること等を踏まえつつ、今後検討していくこととしてはどうか。

(参考) 新たな連系線での間接送電権の設定について

第110回制度検討作業部会（2026年1月23日）資料6より赤枠追加

新たな連系線での間接送電権の設定について

- とりまとめにおいては、2023年度時点の市場分断の状況等を確認し、期待値差が0.01円/kWhを上回る連系線・潮流方向について、新たに間接送電権の商品を設定することとされた。具体的には、既に商品が設定されている連系線・潮流方向に加えて、北海道→東北（順方向）、東北→東京（順方向）、中部→北陸（逆方向）、中部→関西（逆方向）、北陸→関西（逆方向）、関西→中国（逆方向）の連系線・潮流方向について、2026年度分から新たに商品を設定することとされた。
- 一方、これらの連系線・潮流方向のうち、中部→北陸（逆方向）、中部→関西（逆方向）、北陸→関西（逆方向）の3つの連系線・潮流方向について、2026年度から開始される中地域における交流ループ運用により運用容量の増加が見込まれ、市場分断率、期待値差について、とりまとめ時に想定していたものを下回る可能性がある。
- そのため、これらの3つの連系線・潮流方向については、2026年度の商品の設定を見送り、交流ループ運用開始後の市場分断の状況及び値差等について、少なくとも2026年度の状況を踏まえた上で、商品の設定について改めて整理することとしてはどうか。
- 一方、北海道→東北（順方向）、東北→東京（順方向）、関西→中国（逆方向）について、24年度及び25年4~12月においても、引き続き期待値差が0.01円/kWh以上発生していることも踏まえ、2026年度4月の取引（2026年6月受渡分）から、取引を開始することとする。

11

(参考) 年間商品の設定について

第110回制度検討作業部会（2026年1月23日）資料6より赤枠追加

年間商品の導入について

- とりまとめにおいて、長期の卸取引のヘッジ手段として、新たに、4月1日～翌年3月31日を対象期間とする年間商品の設定を検討することとされた。また制度の導入時期については、システム改修等の状況を踏まえつつ、2026年度以降できるだけ早いタイミングを目指すこととされた。
- あわせて、とりまとめにおいては、年間商品の取引のタイミング、発行量等、売入札価格について一定の整理が行われたところ。
- また、後述のとおり、年間商品の導入に際して、JEPXと広域機関の間の間接送電権の発行に係る役割分担について整理を行った。
- これらを踏まえ、**年間商品を2026年9月の取引（2027年度受渡分）から導入する（※）。**

（※）なお、導入にあたっては、2027年9月を目途とする広域機関システムの改修までは、引き続きJEPXにおいて、現行システム環境の下で、間接送電権の約定量（年間商品の約定量と週間商品の約定量の合計値）を広域機関に通知する。

(参考) 週間商品の売入札価格の見直し

第110回制度検討作業部会（2026年1月23日）資料6より赤枠追加

週間商品の売入札価格の見直し

- とりまとめにおいては、現状、週間商品の約定価格が発生値差より低い状況が恒常的に発生しており、その要因は、週間商品の売入札価格が間接送電権の設定基準とした期待値差と同様に0.01円/kWhに設定されており、各連系線・潮流方向によって異なる足下の値差の発生状況を踏まえた価格設定になっていないことにあると整理された。そのため、売入札価格を見直し、前年同時期における値差の実績を参考にしつつ、入札を行う直近の値差の動向（前年からの変動率）を勘案し、2026年度の取引から以下のとおり新たな売入札価格の設定方法が適用されることとされた。

<売入札価格（N年X月分）>

$$\frac{\text{① N-1年X月の値差平均} \times (\text{② N年X-3月※の値差平均} / \text{③ N-1年X-3月※の値差平均}) \times \text{調整係数 (1/3)}}{\text{取引対象月の値差平均 (前年)} \quad \text{入札実施月の前月の値差平均 (当年)} \quad \text{入札実施月の前月の値差平均 (前年)}}$$

※ x-3月はx月の3か月前の月を指す。

- ①～③のいずれかが0以下となる場合の売入札価格は0.01円/kWh。ただし、②と③が0の場合は①×調整係数が売入札価格。
- 算定の結果、0.01円/kWhを下回る場合は0.01円/kWhが売入札価格。
- ただし、以下の数値のうち、最小値を売入札価格の上限とする

(1) 入札実施直近1年間（N-1年X-2月～N年X-3月）の値差平均 × 調整係数（1/3）

(2) N-1年X月の値差平均 × 200%（前年からの変動率上限） × 調整係数（1/3）

- 今後、2026年度4月の取引（2026年6月受渡分）より、新たな売入札価格の設定方法を適用することとする。**